

事業事前評価表
国際協力機構東南アジア・大洋州部東南アジア第三課

1. 基本情報

- (1) 国名：ベトナム社会主義共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：トゥエンクアン省、タイグエン省、ランソン省、カオバン省（人口合計：約 381 万人、2022 年）
- (3) 案件名：北部山岳・丘陵地帯における地域コミュニティの生産支援のための気候変動適応インフラ整備事業（Project for Development of Climate Adaptive Infrastructure to Support Production for Ethnic Minority Communities in North Mountain and Midland Area）

L/A 調印日：2026 年 5 月 1 日

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における地域開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ベトナム社会主義共和国（以下、「当国」という。）は、1986 年のドイモイ（刷新）政策導入以降、高い経済成長が続き、1998 年から 2022 年の間で貧困率は 37.4%から 3.4%（2023 年、General Statistical Office。以下「GSO」という。）に低下した。しかしながら都市部と農村部の経済格差は依然として存在し、都市部の貧困率は 1.2%であるのに対し、農村部の貧困率は 4.8%（2023 年、GSO）に留まっている。地域別で見ると、ホーチミン市を含む南東部は貧困率が最小の 0.4%であるのに対し、北部山岳地域は最も高い 12.8%となっている（2023 年、GSO）。本事業対象地域である 4 省（トゥエンクアン省、タイグエン省¹、ランソン省、カオバン省）（以下「4 省」という。）の貧困率は 13.3%（2022 年、省別年次統計書）と当国の中でも特に貧困率が高い。この要因として、事業対象地域は遠隔地かつ山岳地域であり、道路、灌漑施設等の基礎インフラの不足・老朽化により社会サービスへのアクセスが制限され、農業生産活動が制約されると同時に、気候変動による自然災害の影響を受けやすく、90 年代からの当国の経済成長過程においてその裨益が限定的であったことが考えられる。

また、4 省では労働人口の 72%が地方農村部に居住・生活しており、地域 GDP に占める第一次産業の割合は 17%であり、これは全国 GDP の 11.96%に比して高い（2023 年、GSO）。他方で主要作物であるコメの収量は全国平均 6.0 トン/ha に対して 5.2 トン/ha と低く（2023 年、GSO）、インフラ整備による市場や公共サービスへのアクセス改善、農業生産性の向上等による生活環境の改善が課題と言える。

これに対し、当国政府は「社会経済開発 10 年戦略（2021－2030）」をもと

¹ タイグエン省：2025 年 7 月の地方省再編によって旧バツカン省を吸収合併した。

に策定された「国家目標プログラム（2021－2025）」において、北部山岳地域の持続的開発による格差是正と貧困削減・住民の生計向上に優先的に取り組む方針を示しており、さらに「新農村開発計画に係る国家目標プログラム（2021－2025）」でも農村の基礎インフラ（道路、灌漑・給水）の整備が重点目標として位置づけられている。また、2024年5月に「2021年－2030年の北部丘陵地帯と山岳地帯のマスタープラン及び2050年までのビジョン」が首相決定され、4省を含む12省を対象に、2030年までのハノイ首都圏・北中部地域等と接続する基本的なインフラ整備の完了、持続的かつ包括的な地域開発の目標を掲げている。また、「自国が決定する貢献」（Nationally Determined Contributions）では、気候変動適応策として「気候変動や災害に対して脆弱な地域におけるインフラの改善」を重点強化目標としている。「北部山岳地域住民生産性向上に資する気候変動適応インフラ整備事業」（以下、「本事業」という。）は、貧困層の多い北部山岳地域の4省の農村部において小規模基礎インフラ（道路、灌漑、給水）の整備を行うことで、アクセスの改善や衛生的な水供給による生活環境の改善、安定した給水による農家の生産性向上、自然災害・気候変動に対するリスク軽減を図るものであり、当国政府の政策に合致した優先度の高い事業として位置づけられている。

（2）地域開発及び農業・農村開発に対する我が国及びJICAの協力量針等と本事業の位置付け

我が国の対ベトナム社会主義共和国国別開発協力量針（2017年12月）では重点分野として、「脆弱性への対応」を掲げ、貧困削減、格差是正、気候変動・災害・環境破壊等への対応を挙げている。JICAは有償資金協力にて、緊急性の高い地方道路、電力、上水整備を対象とした「リハビリテーション借款（Ⅰ）、（Ⅱ）」（1993年・1994年L/A調印）、及び「地方開発・生活環境改善事業（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）」（1995年・1996年・1998年L/A調印）を通じて地方開発を支援してきた。また「貧困地域小規模インフラ整備事業（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）」（2002年・2005年・2009年L/A調印）を通じて、より貧困地域に焦点を当てたインフラ整備支援を実施してきた。また、日越農業協力中長期ビジョン（フェーズ2：2020年-2024年）では、農業関連インフラの整備を優先的取組事項として掲げている。さらに、対ベトナム社会主義共和国JICA国別分析ペーパー（2025年3月）においても、農村部の持続的な経済振興、国内格差の是正を支援するとしており、気候変動への対応も重点課題と位置付けている。JICAグローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）では、5.「農業/農村開発」及び重点クラスター「フードバリューチェーン構築」、クラスター事業戦略では「農業・農村開発協力における気候変動対策の取組戦略」に該当し、本事業はこれら方針・分析及び戦

略に合致する。

(3) 他の援助機関の対応

アジア開発銀行（以下、「ADB」という。）はマスタープラン「Socio-Economic Development of the Ethnic Minorities and Mountainous Areas 2021-2030」の実施支援および、本事業対象省を含む 11 省農業生産性向上及びバリューチェーンの構築、エコツーリズム、気候変動対応インフラ整備、持続可能な生計向上、教育や保健等の社会サービスの向上を目的としたプロジェクトの支援を行っている。

3. 事業概要

(1) 事業概要

① 事業の目的

本事業は、貧困層の多い北部山岳地域の 4 省を対象に、小規模基礎インフラ（道路、灌漑、給水）を整備することにより、公共サービス、市場などへのアクセス改善、農業生産性向上及び衛生的な給水能力向上を図り、もって同地域の生活環境の改善、格差是正及び気候変動へのレジリエンス強化に寄与するもの。

② 事業内容

現時点で想定されるサブプロジェクト（4 省計 28 件を予定）の事業内容は以下のとおりであるが、実際の融資対象となるサブプロジェクトは審査にて合意した選定基準に従い選定され、実施段階において確定する。サブプロジェクトの選定基準は、運用・効果指標に貢献すること・気候変動への適応への貢献度が高いことを前提としつつ、省の公共投資計画に含まれており、必要性、緊急性、優先度が高いこと及び JICA の環境社会配慮カテゴリ分類 A に該当しないことを主な条件として抽出する。尚、コンサルティング・サービスの詳細設計については、サブプロジェクトの実施により災害リスクを助長しないように留意して設計する事を、実施機関と確認済み。

ア) 土木工事（現地競争入札）

小規模基礎インフラ建設。

- ・ 道路サブプロジェクト：19 件（省道・郡道の改修・新設（小規模橋梁含む）、路面整備、排水整備、ガードレール設置等）
- ・ 灌漑サブプロジェクト：7 件（取水設備・水路・貯水池等の改修・新設）
- ・ 給水サブプロジェクト：2 件（取水施設・貯水池・水道管・浄化設

備の新設)

イ) コンサルティング・サービス (現地競争入札)

サブプロジェクトの詳細設計、施工監理、環境モニタリング及び進捗報告、運用・効果指標の基準値の収集補助、監査レポートの作成

③ 本事業の受益者 (ターゲットグループ)

想定される直接受益者 (施設、設備利用者) は約 123,000 人、最終受益者 (恩恵を受ける地域人口) は約 420,000 人の予定。

(2) 総事業費

総事業費/概算協力額 (要請額 : 13,468 百万円、総事業費 : 24,486 百万円、借款額 : 17,666 百万円)

(3) 事業実施スケジュール (協力期間)

事業実施スケジュールは 2026 年 5 月~2030 年 12 月を予定 (計 56 か月)。全ての施設供用開始時 (2030 年 12 月) をもって事業完成とする。

(4) 事業実施体制

1) 借入人 : ベトナム社会主義共和国政府 (The Government of the Socialist Republic of Viet Nam)

2) 保証人 : なし

3) 事業実施機関 :

① 監督機関 (Line Agency)

- ・ トゥエンクアン省人民委員会 (Tuyen Quang Provincial People's Committee)
- ・ タイグエン省人民委員会 (Thai Nguyen Provincial People's Committee)
- ・ ランソン省人民委員会 (Lang Son Provincial People's Committee)
- ・ カオバン省人民委員会 (Cao Bang Provincial People's Committee)

② 実施機関 (Executing Agency) : 円借款管理ユニット

- ・ Tuyen Quang Provincial Coordination Unit for Foreign Funded Projects
- ・ Thai Nguyen Provincial Project Management Unit for Transport and Agriculture Construction Investment
- ・ Northern Transport and Agricultural Works Construction and Investment Project Management Unit (under Thai Nguyen Provincial People's Committee)
- ・ Lang Son Provincial Construction Investment Project Management Unit
- ・ Cao Bang provincial Project Management Unit for Investment and Construction

4) 運営・維持管理機関：

- ・ 道路：Provincial People's Committee（以下、「PPC」という。）または Commune People's Committee（以下、「CPC」という。）
- ・ 灌漑：PPC または各所在地の CPC
- ・ 給水：PPC または各所在地の CPC

(5) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

- 1) 我が国の援助活動
- 2) 他援助機関等の援助活動
特になし。

(6) 環境社会配慮

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：B
- ② カテゴリ分類の根拠

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）に掲げる道路セクター等のうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。

③ 環境許認可

各サブプロジェクトの実施決定前に環境影響評価（EIA）報告書の要否を実施機関が確認し、同国国内法上作成が義務付けられた場合は、サブプロジェクト実施決定前に環境許認可を取得する計画。

④ 汚染対策

各サブプロジェクトの実施決定前に実施機関が、工事中は大気質、水質、騒音等について、散水、フィルターフェンスの設置及び作業時間の制限等の対策を取る等の環境管理計画を策定し、同国国内の排出基準及び環境基準を遵守する計画。

⑤ 自然環境面

本事業は、影響を受けやすい地域にて実施しない事を実施機関と合意済み。

⑥ 社会環境面

各サブプロジェクトの実施決定前に同国国内手続き及び JICA 環境社会配慮ガイドラインに沿って住民移転計画を作成し、ステークホルダー協議等を通じて、社会的合意を予め確認の上で実施する計画。

⑦ その他・モニタリング

本事業では、実施機関が、ベトナム国内法制度及び「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」に基づき、各サブプロジェクトについてカテゴリ分類を行い、該当するカテゴリに必要な対応策がとられることとなっている。なお、サブプロジェクトにカテゴリ A 案件は含まないことを実施機関と合意済み。

(7) 横断的事項

① 気候変動対策関連案件

本事業は農業給水の安定化と効率化、貯水池等の改修による水災害防止、道路整備による通行・移動時間の改善による温室効果ガス削減、並びに雨季に冠水しやすいと予想される省道・郡道の整備及び河川護岸整備による災害対策を通じ、気候変動への緩和策及び適応策に資する。

② 貧困削減・貧困配慮

本事業は、貧困層の多い北部山岳・丘陵地域の 4 省を対象に、小規模基礎インフラ（道路、灌漑、給水）を整備することにより、生活環境の改善や農業生産性の向上を図り、もって当該地域の社会経済生活面の向上と格差是正に寄与するものであり、貧困対策に資する。エイズ/HIV 等感染症対策
本事業ではコントラクタによるエイズ対策が実施される予定である。

③ 参加型開発

本事業のサブプロジェクトの選定は設定された選定基準と共に、地域住民の意見を十分に取り入れた上で決定するものであり、参加型開発に資する。

④ 障害者配慮

当国は 2015 年に障害者権利条約を批准しており、同条約を遵守する必要がある。本事業における関連条項²の遵守及び、ア) 住民移転・用地取得における合理的配慮、イ) 工事実施及び運営事業体における雇用に関する合理的配慮、ウ) 障害者ニーズの確認を行う予定。

(8) ジェンダー分類：

① ジェンダー分類：GI (S) (ジェンダー活動統合案件)

② 分類理由：現地調査及び実施機関からのヒアリングを行った結果、事業対象地域では多くの女性が農業に従事しており、道路、灌漑施設等の基礎インフラの不足・老朽化により長時間の移動や水汲みを余儀なくされており、雇用機会や社会活動への参加機会が制限されている。本事業実施による状況の改善により、女性の雇用機会・社会活動への参加時間増

² 第 4 条：障害を理由にした差別の禁止、第 9 条：施設及びサービス等の利用の容易さ（アクセシビリティ）、第 21 条 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会、第 27 条：労働及び雇用

加の増加が見込まれ、定性的効果指標として設定するため。また建設現場における男女別のニーズの考慮（男女別トイレ）、事業実施各段階における女性の雇用機会、昇進、管理職登用時の公平性確保について実施機関と合意したため。

(9) その他特記事項

本事業は複数の省が並立して監督機関及び実施機関となり、土木工事は現地競争入札によって調達される。前述の通り、各省事業の責任主体は各省実施機関であるが、定期的な合同会議により事業全体の進捗を互いに確認すると共に、中央省庁による補完的なモニタリングの枠組みを設けている。コンサルティング・サービスは自己資金で雇用される。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

1) アウトカム（運用・効果指標）

指標名	基準値 (2024 年実績値)	目標値 (2032 年) 【事業完成 2 年後】
道路		
(1) 新規建設 (km) (2) 舗装・改修面 (ha) (3) 年平均交通量 (pcu/日) 1. 新規建設 2. 改修 (4) 所要時間・乾季 (分/km) 所要時間・雨期 (分/km)	サブプロジェクト 確定後に設定予定	サブプロジェクト 確定後に設定予定
灌漑		
(1) 灌漑面積 (ha) (2) 作付面積 (ha) (3) 主要生産物(米等)の収量 (ton) (4) 作付率 (%) (5) 受益世帯数 (世帯)	サブプロジェクト 確定後に設定予定	サブプロジェクト 確定後に設定予定
給水		
(1) 給水人口 (人) (2) 給水容量 (m ³ /日)	サブプロジェクト 確定後に設定予定	サブプロジェクト 確定後に設定予定

2) インパクト

(2) 定性的効果

- ・市場・公共サービスへのアクセス改善、子供の通学時間短縮と安全性向上
- ・農産物出荷量の増加、市場での販売額増加
- ・女性の雇用機会・社会活動への参加時間増加
- ・気候変動への適応（気象災害時の移動・避難容易性*、洪水・浸水被害減）
（一部のサブプロジェクトで定量的に効果測定が可能である事から、サブプロジェクト確定後に基準値及び目標値を設定予定。また、その他の事業効果及びインパクトに寄与すると想定される社会経済指標についても別途追加確認し、収集する予定）

(3) 内部収益率

本事業は小規模かつ多数のサブプロジェクトにより構成されており、すべてのサブプロジェクトで信頼性の高い内部収益率を算出することは非効率なため、内部収益率は算出しない。

5. 前提条件・外部条件

- (1) 前提条件・外部条件：特になし

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

スリランカ民主社会主義共和国向け「小規模インフラ整備事業（Ⅱ）」（評価年度 2009 年）では、サブプロジェクトの実施は Project Implementing Agency（PIA）が行い、財務計画省に別で PMU を設置したが、PMU のスタッフが少なく、事務作業の遅延、モニタリング業務まで対応できないなどの課題があった。そのため、計画時にしっかりとした実施体制、案件監理体制、モニタリング体制を確立する必要、また地域毎の専属スタッフを適切な人数で配置する必要があったと指摘されている。本事業では、現地競争入札を用いるため、既に省内で実施済の公共工事内容と同等であり、各省実施機関は十分な経験と人員を有している。加えて、円滑な実施及び監理に関して、リーダー省の設定と各省の実施機関合同での定期的かつ自律的な合同モニタリング会議の開催を義務付けている。また JICA および中央政府を含めた体制の中で、事業進捗を自律的に確認する仕組みを導入している。当国向け「貧困地域小規模インフラ整備事業（Ⅲ）」（評価年度 2017 年）の事後評価等では、ベトナム側資金不足等のため事業が遅延し、事業期間が計画を大きく上回った。また、当国向け「貧困地域小規模インフラ整備事業（Ⅱ）」（評価年度 2014 年）の事後評価では、事業実施後の運営・維持管理において、維持管理予算の配賦状況が十分ではないサブプロジェクトがあり、事業効果・インパクトの持続に影響を与えた。本事業では、

事前に実施機関と十分な協議を行い、建設、運営・維持管理のための予算が適切に配賦されることを各省実施機関及び中央政府と確認している。

7. 評価結果

本事業は、当該国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、基礎インフラの整備を通じて、アクセス改善等の生活環境の改善、農業生産性向上、格差是正及び気候変動適応に資するものであり、SDGs ゴール 1（貧困削減）、2（持続可能な農業）、3（健康と福祉）、10（格差是正）、13（気候変動対策）に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

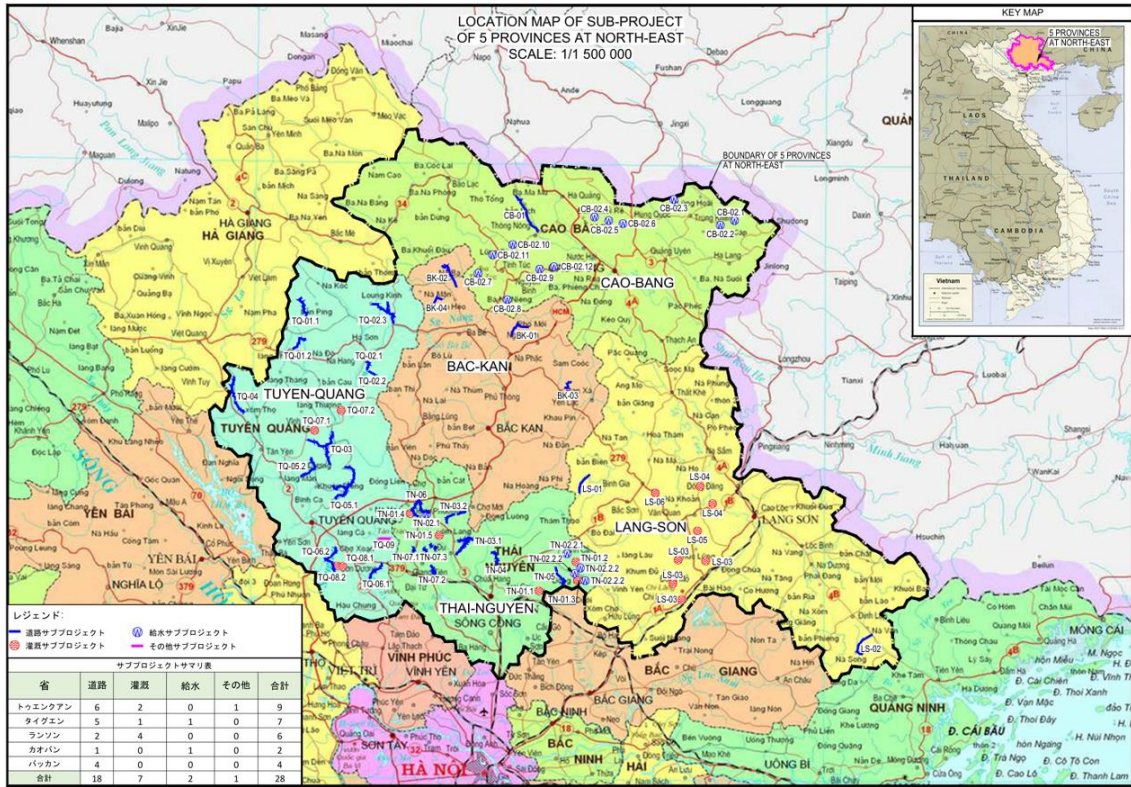
- (1) 今後の評価に用いる指標
4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール
事業完成 3 年後 事後評価

以 上

別添資料 北部山岳・丘陵地帯における地域コミュニティの生産支援のための
気候変動適応インフラ整備事業 地図

別添

北部山岳・丘陵地帯における地域コミュニティの生産支援のための気候変動適
 応インフラ整備事業 地図



(出典：JICA 調査団)